

違法な国庫金の支出等に関する監査及び訴訟に関する法律案要綱

第一 総則

一 趣旨

この法律は、違法な国庫金の支出等に関する監査及び訴訟について定めるものとする。

(第一条関係)

二 定義

1 この法律において「各省各庁の長」とは、財政法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいうこと。

2 この法律において「職員」とは、財政法第二十一条に規定する各省各庁に所属する職員（以下「各省各庁所属の職員」という。）であつて、国庫金の支出、賦課若しくは徴収、財産（国有財産法第二条第一項に規定する国有財産、物品管理法第二条第一項に規定する物品及び国の債権の管理等に関する法律第二条第一項に規定する債権並びに法律の規定により国が保有する資金（積立金を含む。）をいう。以下同じ。）の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行又は債務その他の義務の負

担に関係する事務を行う者をいい、各省各庁所属の職員以外の者であつてこれらの事務を会計法その他の法令の規定により行うものを含むものとする。

(第二条関係)

第二 違法な国庫金の支出等に関する監査

一 監査の請求

日本の国籍を有する者は、各省各庁の長又は職員について、違法若しくは不当な国庫金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の确实さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に国庫金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）がある

と認めるときは、これらを証する書面を添え、会計検査院に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて国の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

(第三条関係)

二 請求期間

一 による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過したときは、することができないこと。ただし、正当な理由があるときは、この限りでないこと。
(第四条関係)

三 同一の行為又は怠る事実についての請求の制限

一 による請求は、当該請求前に会計検査院により六の 1 による監査又は七の 1 の検定が行われた行為又は怠る事実と同一のものについては、することができないこと。
(第五条関係)

四 請求の不受理

会計検査院は、一 による請求があった場合において当該請求が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該請求を受理しないものとする。

(一) 一の書面の添付がないときその他一の要件を満たさない請求であるとき。

(二) 正当な理由なく二の期間を経過してなされた請求であるとき。

(三) 当該請求前に会計検査院により六の 1 による監査又は七の 1 の検定が行われた行為又は怠る事実と同一のものについての請求であるとき。

(第六条関係)

五 暫定的停止勧告

一 による請求（四により受理されなかつたものを除く。以下同じ。）があつた場合において、当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、当該行為により国に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、当該行為を停止することによって人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないと認めるときは、会計検査院は、各省各庁の長又は職員に対し、理由を付して六の1の手續が終了するまでの間当該行為を停止すべきことを勧告することができること。この場合においては、会計検査院は、当該勧告の内容を一による請求をした者（以下「監査請求人」という。）に通知し、かつ、これを公表しなければならないこと。

（第七条関係）

六 監査及び勧告

1 一 による請求があつた場合においては、会計検査院は、監査を行い、請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により監査請求人に通知するとともに、これを公表し、請求に理由があると認めるときは、各省各庁の長又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告

- するとともに、当該勧告の内容を監査請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならないこと。
- 2 1による会計検査院の監査及び勧告は、一による請求があった日から六十日以内に行わなければならないこと。
- 3 会計検査院は、1による監査を行うに当たっては、監査請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならないこと。
- 4 会計検査院は、3による陳述の聴取を行う場合又は関係のある各省各庁の長若しくは職員の陳述の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、それぞれ、関係のある各省各庁の長若しくは職員又は監査請求人を立ち会わせることができること。
- 5 1による会計検査院の勧告があったときは、当該勧告を受けた各省各庁の長又は職員は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を会計検査院に通知しなければならないこと。この場合においては、会計検査院は、当該通知に係る事項を監査請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならないこと。

(第八条関係)

七 検定の実施等

1 会計検査院は、一による請求があつた場合において、当該行為又は怠る事実につき会計法、予算執行職員等の責任に関する法律（特別調達資金設置令第八条又は国税収納金整理資金に関する法律第十条七条の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）又は物品管理法の規定により弁償の責めに任ずべき者があると思料するときは、六の1による監査及び勧告に代えて、又は六の1による監査及び勧告とともに、会計検査院法又は予算執行職員等の責任に関する法律の定めるところにより、国に損害を与えた事実の有無の審理及び弁償責任の有無又は弁償額の検定（一による請求の前に検定を行つたときは、再検定）を行うとともに、その結果を監査請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならないこと。

2 1に定めるもののほか、会計検査院が1の審理及び検定を行う場合には、六の2から4までを準用すること。

3 会計検査院は、1の検定について予算執行職員等の責任に関する法律第五条第一項の規定による再検定のための審理を行う場合において、必要があると認めるときは、同条第二項の口頭審理に監査請

求人を出し合わせるができること。

4 会計検査院法第三十二条第三項又は予算執行職員等の責任に関する法律第四条第二項若しくは第三項の規定に基づいて弁償を命ずる者（以下「弁償命令権者」という。）は、1の検定に従って弁償を命ずるときは、会計検査院から当該検定の通知があった日から十五日以内にこれを行うとともに、その旨を会計検査院に通知しなければならないこと。この場合においては、会計検査院は、当該通知に係る事項を監査請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならないこと。

（第九条関係）

第三 違法な国庫金の支出等に関する訴訟

一 訴えの提起

1 監査請求人は、第二の六の1による会計検査院の監査の結果若しくは勧告若しくは第二の六の5による各省各庁の長若しくは職員の措置に不服があるとき、又は会計検査院が第二の六の1による監査若しくは勧告を第二の六の2の期間内に行わないとき、若しくは各省各庁の長若しくは職員が第二の六の5による措置を講じないときは、裁判所に対し、第二の一の請求に係る違法な行為又は怠る事実

につき、訴えをもって次に掲げる請求をすることができること。

- (一) 当該行為の全部又は一部の差止めの請求
- (二) 行政処分たる当該行為の取消し又は無効確認の請求
- (三) 当該怠る事実の違法確認の請求
- (四) 当該行為若しくは怠る事実に係る各省各庁の長若しくは職員又はその相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを求める請求

2 1は、第二の七の1の会計検査院の検定の結果若しくは当該検定に係る弁償の命令に不服があるとき、又は会計検査院が第二の七の1の検定を第二の七の2において準用する第二の六の2の期間内に行わないとき、若しくは弁償命令権者が第二の七の4に基づく弁償を命じないときについて、準用すること。

(第十条関係)

二 被告適格等

1 行政事件訴訟法第十一条の規定は、一の1の(一)及び(三)一の2により準用する場合を含む。三にお

いて同じ。)の請求に係る一による訴訟について準用すること。

2 一の1の四(一の2により準用する場合を含む。三及び七の1において同じ。)の請求に係る一による訴訟は、国を被告として提起しなければならないこと。この場合においては、行政事件訴訟法第十一條第四項から第六項までの規定を準用すること。

(第十一條關係)

三 管轄

行政事件訴訟法第十二條の規定は、一の1の(一)、(三)及び(四)の請求に係る一による訴訟について準用すること。

(第十二條關係)

四 出訴期間

1 一による訴訟は、次に掲げる期間内に提起しなければならないこと。

(一) 会計検査院の監査の結果若しくは勧告又は検定若しくは再検定の結果に不服がある場合は、当該監査の結果若しくは当該勧告の内容又は当該検定若しくは再検定の結果の通知があつた日から三十日以内

- (二) 会計検査院の勧告を受けた各省各庁の長若しくは職員が措置又は弁償命令権者による弁償の命令に不服がある場合は、当該措置又は弁償の命令に係る会計検査院の通知があった日から三十日以内
 - (三) 会計検査院が第二の一による請求をした日から六十日を経過しても監査若しくは勧告を行わない場合又は検定若しくは再検定を行わない場合は、当該六十日を経過した日から三十日以内
 - (四) 会計検査院の勧告を受けた各省各庁の長若しくは職員が措置を講じない場合又は会計検査院が弁償責任があると検定若しくは再検定を行ったにもかかわらず弁償命令権者が弁償を命じない場合は、それぞれ当該勧告に示された期間又は当該検定若しくは再検定の結果の通知があった日から十五日を経過した日から三十日以内
- 2 1の期間は、不変期間とすること。

(第十三条関係)

五 別訴の禁止

一による訴訟が係属しているときは、他の監査請求人は、別訴をもって同一の請求をすることができないこと。

(第十四条関係)

六 差止めの制限

一の1の(一)の請求に基づく差止めは、当該行為を差し止めることによつて人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがあるときは、することができないこと。

(第十五条関係)

七 訴訟告知

1 一の1の(四)の請求に係る一による訴訟が提起された場合には、当該行為若しくは怠る事実に係る各省各庁の長若しくは職員又はその相手方に対して、国は、遅滞なく、その訴訟の告知をしなければならないこと。

2 1の訴訟告知は、当該訴訟に係る損害賠償若しくは不当利得返還又は弁償の請求権の時効の中断に關しては、民法第四百七十七条第一号の請求とみなすこと。

3 1の訴訟告知は、当該訴訟が終了した日から六月以内に裁判上の請求、破産手続参加、仮差押え若しくは仮処分又は会計法第六条に規定する納入の告知をしなければ時効中断の効力を生じないこと。

(第十六条関係)

八 仮処分排除

一の1の違法な行為又は怠る事実については、民事保全法に規定する仮処分をすることができないこと。

(第十七条関係)

九 行政事件訴訟法の適用

二から八までに定めるもののほか、一による訴訟については、行政事件訴訟法第四十三条の規定の適用があるものとする。

(第十八条関係)

十 損害賠償の請求等

1 一の1の(四)の請求に係る一の1による訴訟について、損害賠償又は不当利得返還の請求を命ずる判決が確定した場合には、各省各庁の長又は職員は、当該判決が確定した日から六十日以内の日を期限として、当該請求に係る損害賠償金又は不当利得による返還金の支払を請求しなければならないこと。

2 1により損害賠償金又は不当利得による返還金の支払を請求した場合において、当該判決が確定した日から六十日以内に当該請求に係る損害賠償金又は不当利得による返還金が支払われないときは、

国は、当該損害賠償又は不当利得返還の請求を目的とする訴訟を提起しなければならないこと。

(第十九条関係)

十一 弁償の命令等

1 一の2により準用する一の1の(四)の請求に係る一の1による訴訟について、弁償の命令を命ずる判決が確定した場合においては、弁償命令権者は、当該判決が確定した日から六十日以内の日を期限として、当該請求に係る弁償を命じなければならないこと。

2 1により弁償を命じた場合において、当該判決が確定した日から六十日以内に当該弁償の命令に係る弁償金が支払われないときは、国は、当該弁償の請求を目的とする訴訟を提起しなければならないこと。

3 1によりなされた弁償の命令について取消訴訟が提起されているときは、裁判所は、当該取消訴訟の判決が確定するまで、当該弁償の命令に係る2による訴訟の訴訟手続を中止しなければならないこと。

4 1によりなされた弁償の命令については、審査請求をすることができないこと。

(第二十条関係)

第四 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行し、この法律の施行の日以後に各省各庁の長又は職員が行う国庫金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行又は債務その他の義務の負担について適用すること。ただし、二は、公布の日から施行すること。

(附則第一条関係)

二 政府は、第三の一による訴訟を提起した者が弁護士又は弁護士法人に支払うべき報酬の額をその者が勝訴した場合には国が負担する制度等について速やかに検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則第二条関係)

三 その他所要の規定の整備を行うこと。

◎違法な国庫金の支出等に関する監査及び訴訟に関する法律案新旧対照表
 ○会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）〔抄〕（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十一条 次の事項は、検査官会議でこれを決する。 一〇九 〔略〕</p> <p>十 違法な国庫金の支出等に関する監査及び訴訟に関する法律（平成二十八年法律第 号）第七条の規定による勧告並びに同法第八条第一項の規定による監査及び勧告</p> <p>第二十九条 日本国憲法第九十条により作成する検査報告には、左の事項を掲記しなければならない。 一〇八 〔略〕</p> <p>九 違法な国庫金の支出等に関する監査及び訴訟に関する法律第七条の規定により勧告をした事項並びに同法第八条第一項の規定による監査の結果並びに同項の規定により勧告をした事項及びその結果</p>	<p>第十一条 次の事項は、検査官会議でこれを決する。 一〇九 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>第二十九条 日本国憲法第九十条により作成する検査報告には、左の事項を掲記しなければならない。 一〇八 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>

○国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第九十四号）〔抄〕（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第六條の二 行政事件訴訟法第十一条第一項（同法第三十八條第一項（同法第四十三條第二項において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十三條第一項又は違法な国庫金の支出等に関する監査及び訴訟に関する法律（平成二十八年法律第 号）第十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定による地方公共団体を被告とする第一号法定受託事務に関する訴訟又は地方公共団体の行政庁を当事者とする第一号法定受託事務に関する訴訟が提起されたときは、当該地方公共団体は、法務大臣に対し、その旨を報告しなければならない。</p> <p>②～⑤ 〔略〕</p>	<p>第六條の二 行政事件訴訟法第十一条第一項（同法第三十八條第一項（同法第四十三條第二項において準用する場合を含む。）又は同法第四十三條第一項において準用する場合を含む。）の規定による地方公共団体を被告とする第一号法定受託事務に関する訴訟又は地方公共団体の行政庁を当事者とする第一号法定受託事務に関する訴訟が提起されたときは、当該地方公共団体は、法務大臣に対し、その旨を報告しなければならない。</p> <p>②～⑤ 〔略〕</p>